

# 大分県報

令和八年  
号外（三七）  
三月三十一日

（火曜日）

## 目次

### 訓令 甲

大分県事務決裁規程の一部改正……………一  
委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程の一部改正……………六  
日額旅費支給規程の廃止……………一〇

### 訓令 甲

#### 大分県訓令甲第四号

本庁  
地方機関

大分県事務決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第二条第十号中「水田畑地化推進監」を「地域営農推進監」に改め、「景観・まちづくり推進監」を削る。

第十条第一項ただし書中「水産研究部長及び浅海・内水面グループ長」を「及び水産研究部長」に改め、同項の表の知事の権限に属する事務の部の本庁の款の交通政策局長の項の次に次のように加える。

ことも 政策局長	主務課長	知事があらか じめ指定する 職員
-------------	------	------------------------

第十条第一項の表の知事の権限に属する事務の部の本庁の款の観光局長の項中「（室長を

含む。）を削り、同部のことも・女性相談支援センターの款の支所長の項中「次長」を「支所長があらかじめ指定する次長」に、「主務課長」を「上欄に掲げる次長以外の次長」に改める。

別表第一の一の表の四の項中「大分県電子署名規程（平成十五年大分県訓令甲第二十三号）」を「大分県電子署名規程（令和七年大分県訓令甲第二十二号）」に改め、同項の課長、所長及び室長の欄第二十二号を削り、同欄第二十一号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に、「職証明カード」を「電子署名記録媒体」に改め、同号を同欄第二十三号とし、同欄第二十号中「第十条」を「第十一条」に、「事故報告を」を「電子署名記録媒体に係る事故にあつては」に、「大分県認証局に」を「デジタル政策課長に、電子署名システムの利用に係るID、パスワード等に係る事故にあつては当該システムの管理者に、事故の報告を」に改め、同号を同欄第二十二号とし、同欄第十八号及び第十九号を削り、同欄第十七号中「第七条第一項」を「第五条第一項」に、「職証明カードの新規発行を県政情報課長に」を「当事者型電子署名による電子署名について、県政情報課長の承認を得て、認証局に電子署名記録媒体の発行を」に改め、同号を同欄第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一 電子署名規程第十条第二項ただし書の規定に基づき、電子署名記録媒体を実施者の執務場所以外に持ち出し、使用することについて、承認すること。

別表第一の一の表の四の項の課長、所長及び室長の欄第十六号中「県政情報課長」の下に「（電子署名システムを利用して行う電子署名にあつては、当該システムの管理者）」を加え、同号を同欄第十九号とし、同欄第十五号の次に次の三号を加える。

十六 公印規程第十二条第三項本文の規定に基づき、電子公印の使用の開始について、県政情報課長の承認を受けること。

十七 公印規程第十二条第五項の規定に基づき、電子公印の消去に関する事務を行うこと。

十八 公印規程第十四条の規定に基づき、公印等の事故について、県政情報課長に届け出る

こと。  
別表第一の一の表の四の項の班総括の欄第二号中「第七十九条第二項」を「第七十九条第二項ただし書」に改め、同欄第三号中「第八十二条第一項及び第二項」を「第八十二条」に改め、同欄第五号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に、「なった職証明カード」を「なった電子署名記録媒体」に改め、同表の十一の項中「整備規則」の下に、「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）」を「公益信託法」、公益信託に関する法律施行規則（令和七年内閣府令第六十三号）を「公益信託規則」を加え、同項の知事の欄に次の一

令和八年三月三十一日

大分県報号外（訓令甲）

号を加える。

三 公益信託法第三十条第一項又は第二項の規定に基づき、公益信託認可を取り消すこと。

別表第一の一の表の十一の項の部長の欄に次の七号を加える。

十二 公益信託法第七条の規定に基づき、公益信託認可をすること。

十三 公益信託法第十二条第一項本文の規定に基づき、公益信託に係る信託の変更又は新受託者等の選任その他の公益信託法第七条第二項各号に掲げる事項の変更の認可をすること。

十四 公益信託法第二十二条第一項の規定に基づき、公益信託の併合等の認可をすること。

十五 公益信託法第二十四条第二項の規定に基づき、公益信託の目的の変更について公益信託法第十二条第一項の認可をすること。

十六 公益信託法第二十九条第一項の規定に基づき、必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。

十七 公益信託法第二十九条第三項の規定に基づき、同条第一項の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

十八 公益信託法第三十二条の規定に基づき、同条各号に掲げる者から、公益信託の受託者に対して適当な措置をとることが必要である旨の意見を受けること。

別表第一の一の表の十一の項の課長、所長及び室長の欄中第四十八号を第四十九号とし、第十五号から第四十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 認定法第二十七条第一項の規定に基づき、公益法人に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、立入検査等をさせること。

別表第一の一の表の十一の項の課長、所長及び室長の欄に次の二十八号を加える。

五十 公益信託法第十条（公益信託法第十二条第六項及び第二十二条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公益信託法第十条各号に定める者の意見を聴くこと。

五十一 公益信託法第十一条（公益信託法第十二条第六項及び第二十二条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公益信託認可等をした旨を公示すること。

五十二 公益信託法第十三条第一項の規定に基づき、知事を経由して変更後の行政庁に提出する申請書を受理すること。

五十三 公益信託法第十三条第二項の規定に基づき、事務の引継ぎをし、又は引継ぎを受けること。

五十四 公益信託法第十四条第一項の規定に基づき、信託の変更等の届出を受理すること。

五十五 公益信託法第十四条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による届出があつた旨を公示すること。

五十六 公益信託法第十五条第一項の規定に基づき、受託者の辞任等の届出を受理すること。

五十七 公益信託法第十五条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による届出があつた旨を公示すること。

五十八 公益信託法第二十一条第一項の規定に基づき、財産目録等の提出を受けること。

五十九 公益信託法第二十一条第二項の規定に基づき、財産目録等を公表すること。

六十 公益信託法第二十五条第一項の規定に基づき、公益信託の終了の届出を受理すること。

六十一 公益信託法第二十五条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による届出があつた旨を公示すること。

六十二 公益信託法第二十六条第一項の規定に基づき、残余財産の給付の見込みの届出又は当該見込みの変更の届出を受理すること。

六十三 公益信託法第二十六条第二項の規定に基づき、清算終了の届出を受理すること。

六十四 公益信託法第二十六条第三項の規定に基づき、同条第二項の規定による届出があつた旨を公示すること。

六十五 公益信託法第二十八条第一項の規定に基づき、受託者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、立入検査等をさせること。

六十六 公益信託法第二十九条第二項の規定に基づき、同条第一項の勧告の内容を公表すること。

六十七 公益信託法第二十九条第四項の規定に基づき、同条第三項の規定による命令をした旨を公示すること。

六十八 公益信託法第二十九条第五項（公益信託法第三十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公益信託法第二十九条第五項各号に定める者の意見を聴くこと。

六十九 公益信託法第三十条第四項の規定に基づき、公益信託認可を取り消した旨を公示すること。

七十 公益信託法第三十八条において準用する公益信託法第三十六条第一項の規定に基づき、届出に係る書類の写し又は財産目録等の写しを審査会に送付すること。

七十一 公益信託法第四十条の規定に基づき、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めること。

七十二 公益信託規則第二条第五項後段の規定に基づき、二以上の公益信託を引き受ける受託者から提出を受けた書類を他の公益信託の行政庁に共有すること。

七十三 公益信託規則第二条第五項後段の規定に基づき、二以上の公益信託を引き受ける受託者から書類の提出を受けた他の公益信託の行政庁から、当該書類の共有を受けること。

七十四 公益信託規則第十二条第三項の規定に基づき、変更後の信託行為の内容を証する書面の提出を受けること。

七十五 公益信託規則第十三条第二項の規定に基づき、行政庁の変更を伴う変更の認可の申請に対する処分をした旨を変更前の行政庁に通知し、又はその旨の通知を受託すること。

七十六 公益信託規則第十三条第三項の規定に基づき、同項各号に掲げる引継ぎ等をし、又は引継ぎ等を受けること。

七十七 公益信託規則第五十条第三項の規定に基づき、併合又は分割後の信託行為の内容を証する書面の提出を受けること。

別表第一の一の表の二十七の項中「職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則」を「職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）を「条例」、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則」に改め、同項の部長の欄第一号中「施行規則第二条」を「条例第四条第一項」に改め、同欄第十号を同欄第十二号とし、同欄第三号から第九号までを四号ずつ繰り下げ、同欄第二号中「施行規則第十二条」を「条例第十五条第八項（同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「振替え」を「振替等」に改め、同号を同欄第三号とし、同号の次に次の三号を加える。

四 施行規則第十一条の六の規定に基づき、部長等の勤務時間の割振り等を変更すること。

五 施行規則第十一条の七第二項の規定に基づき、部長等に対し、育児介護等職員の申告に係る証明書類の提出等を求めること。

六 施行規則第十一条の七第三項の規定に基づき、部長等から育児介護等職員に該当しないこととなつた旨の届出を受託すること。

別表第一の一の表の二十七の項の部長の欄第一号の次に次の一号を加える。  
二 条例第十五条第六項の規定に基づき、部長等の勤務時間の割振り等を行うこと。

別表第一の一の表の二十七の項の課長、所長及び室長の欄第一号中「施行規則第二条」を「条例第四条第一項」に改め、同欄第十五号を同欄第十九号とし、同欄第四号から第十四号までを四号ずつ繰り下げ、同欄第三号中「施行規則第十二条の四」を「条例第十五条の四第一項」に、「所属職員等」を「所属職員」に、「の指定を行う」を「を指定する」に改め、同号を同欄第四号とし、同号の次に次の三号を加える。

五 施行規則第十一条の六の規定に基づき、所属職員等の勤務時間の割振り等を変更すること。

六 施行規則第十一条の七第二項の規定に基づき、所属職員等に対し、育児介護等職員の申告に係る証明書類の提出等を求めること。

七 施行規則第十一条の七第三項の規定に基づき、所属職員等から育児介護等職員に該当しないこととなつた旨の届出を受託すること。

別表第一の一の表の二十七の項の課長、所長及び室長の欄第二号中「施行規則第十二条」を「条例第十五条第八項（同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「振替え」を「振替等」に改め、同号を同欄第三号とし、同欄第一号の次に次の一号を加える。

二 条例第十五条第六項の規定に基づき、所属職員等の勤務時間の割振り等を行うこと。  
別表第一の一の表の三十の項中「職員等の旅費及び費用弁償」を「職員の旅費」に改め、「附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和三十一年大分県条例第七十四号）を「弁償条例」、職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第三十一号）を「施行規則」を削り、同項の課長、所長及び室長の欄第一号中「第三十四条」を「第三十二条」に改め、同欄第二号から第四号までを削り、同表の四十二の項の班総括の欄第一号中「第九条」を「第九条第一項」に、「集中管理車配車申込書」を「集中管理専任車配車申込書」に改める。  
別表第一の一の表の委託料の部に次のように加える。

仮契約の締結	—	全額	—	全額	—	—	—
--------	---	----	---	----	---	---	---

別表第一の一の表の使用料及び賃借料の部中	長期継続契約の締結	債務負担行為に係るもの	
		その他	を





食糧費（その他）	全額	一〇万円未満	一〇〇万円以上	全額	全額
----------	----	--------	---------	----	----

「一六〇万円」を「三〇〇万円」に改め、同款の委託料の項中

その他	一、〇〇〇万円未満	一〇〇万円未満	一〇〇万円以上	全額	全額
-----	-----------	---------	---------	----	----

を

仮契約締結済みのもの	全額	一〇〇万円未満	二〇〇万円以上	全額	全額
その他	一、〇〇〇万円未満	一〇〇万円未満	二〇〇万円以上	全額	全額

に改

め、同款の使用料及び賃借料の項中「八〇万円」を「一五〇万円」に改め、同款の原材料費の項中「一六〇万円」を「三〇〇万円」に改め、同款の備品購入費の項中「仮契約締結済」を「仮契約締結済みに」、「一六〇万円」を「三〇〇万円」に改め、同款の負担金補助及び交付金の項中「一〇〇万円」を「二〇〇万円」に改め、同款の扶助費の項中「一六〇万円」を「三〇〇万円」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第五号

- 本 庁
- 大分県 教育庁
- 大分県人事委員会事務局
- 大分県監査委員事務局
- 大分県警察本部
- 大分県労働委員会事務局
- 大分県議会事務局
- 大分県企業局

大分県病院局  
大分県知事 佐藤 樹一郎

委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

第五条中「及び特例給付」を削る。

第八条第一項の表の教育庁の部の課長の項中「総務企画監」の下に、「教育DX企画監」を加え、「財務企画監又は健康対策・管理監」を「高校教育推進監又はスポーツ・健康推進監」に改める。

別表第二の三の表の委託料の部に次のように加える。

仮契約の締結	一	全額	一	全額	一
--------	---	----	---	----	---

別表第二の三の表の使用料及び賃借料の部中

長期継続契約の締結	長期継続の債務負担行為に係るもの	その他
-----------	------------------	-----

を

に改める。

債務負担行為に係る契約の締結	長期継続契約の締結
----------------	-----------

別表第二の四の表の報償費の項中「一六〇万円」を「三〇〇万円」に改め、同表の交際費

の項中	一〇〇万円以上
-----	---------

を

に改め、同表の需用費の部中

一〇万
-----



その他	—	—	全額	—	—	五〇〇万円以上	五〇〇万円未満
仮契約締結済みのもの	—	—	全額	—	—	五〇〇万円以上	五〇〇万円未満
その他	—	—	全額	—	—	五〇〇万円以上	五〇〇万円未満

を  
に改

める。

別表第三の一の項中「整備規則」の下に、「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）を「公益信託法」、公益信託に関する法律施行規則（令和七年内閣府令第六十三号）を「公益信託規則」を加え、同項の知事の欄に次の一号を加える。

三 公益信託法第三十条第一項又は第二項の規定に基づき、公益信託認可を取り消すこと。

別表第三の一の項の警察本部長の欄に次の二号を加える。

五 公益信託法第七条の規定に基づき、公益信託認可をすること。

六 公益信託法第二十二條第一項の規定に基づき、公益信託の併合等の認可をすること。

別表第三の一の項の部長の欄に次の五号を加える。

八 公益信託法第十二條第一項本文の規定に基づき、公益信託に係る信託の変更又は新受託者等の選任その他の公益信託法第七条第二項各号に掲げる事項の変更の認可をすること。

九 公益信託法第二十四條第二項の規定に基づき、公益信託の目的の変更について公益信託法第十二條第一項の認可をすること。

十 公益信託法第二十九條第一項の規定に基づき、必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。

十一 公益信託法第二十九條第三項の規定に基づき、同条第一項の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

十二 公益信託法第三十二條の規定に基づき、同条各号に掲げる者から、公益信託の受託

者に対して適当な措置をとることが必要である旨の意見を受けること。  
別表第三の一の項の課長の欄中第四十六号を第四十七号とし、第十五号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 認定法第二十七條第一項の規定に基づき、公益法人に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、立入検査等をさせること。

別表第三の一の項の課長の欄に次の二十七号を加える。

四十八 公益信託法第十条（公益信託法第十二條第六項及び第二十二條第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公益信託法第十条各号に定める者の意見を聴くこと。

四十九 公益信託法第十一条（公益信託法第十二條第六項及び第二十二條第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公益信託認可をした旨を公示すること。

五十 公益信託法第十三條第一項の規定に基づき、知事を経由して変更後の行政庁に提出する申請書を受理すること。

五十一 公益信託法第十三條第二項の規定に基づき、事務の引継ぎをし、又は引継ぎを受けること。

五十二 公益信託法第十四條第一項の規定に基づき、信託の変更等の届出を受理すること。

五十三 公益信託法第十四條第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による届出があつた旨を公示すること。

五十四 公益信託法第十五條第一項の規定に基づき、受託者の辞任等の届出を受理すること。

五十五 公益信託法第十五條第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による届出があつた旨を公示すること。

五十六 公益信託法第二十一條第一項の規定に基づき、財産目録等の提出を受けること。

五十七 公益信託法第二十一條第二項の規定に基づき、財産目録等を公表すること。

五十八 公益信託法第二十五條第一項の規定に基づき、公益信託の終了の届出を受理すること。

五十九 公益信託法第二十五條第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による届出があつた旨を公示すること。

六十 公益信託法第二十六條第一項の規定に基づき、残余財産の給付の見込みの届出又は当該見込みの変更の届出を受理すること。

六十一 公益信託法第二十六條第二項の規定に基づき、清算結了の届出を受理すること。

六十二 公益信託法第二十六條第三項の規定に基づき、同条第二項の規定による届出があつた旨を公示すること。

六十三 公益信託法第二十八條第一項の規定に基づき、受託者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、立入検査等をさせること。

六十四 公益信託法第二十九條第二項の規定に基づき、同条第一項の勧告の内容を公表すること。

六十五 公益信託法第二十九條第四項の規定に基づき、同条第三項の規定による命令をした旨を公示すること。

六十六 公益信託法第二十九條第五項（公益信託法第三十條第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公益信託法第二十九條第五項各号に定める者の意見を聴くこと。

六十七 公益信託法第三十條第四項の規定に基づき、公益信託認可を取り消した旨を公示すること。

六十八 公益信託法第四十條の規定に基づき、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めること。

六十九 公益信託規則第二條第五項後段の規定に基づき、二以上の公益信託を引き受ける受託者から提出を受けた書類を他の公益信託の行政庁に共有すること。

七十 公益信託規則第二條第五項後段の規定に基づき、二以上の公益信託を引き受ける受託者から書類の提出を受けた他の公益信託の行政庁から、当該書類の共有を受けること。

七十一 公益信託規則第十二條第三項の規定に基づき、変更後の信託行為の内容を証する書面の提出を受けること。

七十二 公益信託規則第十三條第二項の規定に基づき、行政庁の変更を伴う変更の認可の申請に対する処分をした旨を変更前の行政庁に通知し、又はその旨の通知を受理すること。

七十三 公益信託規則第十三條第三項の規定に基づき、同項各号に掲げる引継ぎ等をし、又は引継ぎ等を受けること。

七十四 公益信託規則第五十條第三項の規定に基づき、併合又は分割後の信託行為の内容を証する書面の提出を受けること。

別表第四の一の項中「整備規則」の下に、「公益信託に関する法律を「公益信託法」、公益信託に関する法律施行規則を「公益信託規則」を加え、同項の知事の欄に次の一号を加える。

三 公益信託法第三十條第一項又は第二項の規定に基づき、公益信託認可を取り消すこと。

別表第四の一の項の総務担当教育次長の欄に次の七号を加える。

十二 公益信託法第七条の規定に基づき、公益信託認可をすること。

十三 公益信託法第十二條第一項本文の規定に基づき、公益信託に係る信託の変更又は新受託者等の選任その他の公益信託法第七条第二項各号に掲げる事項の変更の認可をすること。

十四 公益信託法第二十二條第一項の規定に基づき、公益信託の併合等の認可をすること。

十五 公益信託法第二十四條第二項の規定に基づき、公益信託の目的の変更について公益信託法第十二條第一項の認可をすること。

十六 公益信託法第二十九條第一項の規定に基づき、必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。

十七 公益信託法第二十九條第三項の規定に基づき、同条第一項の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

十八 公益信託法第三十二條の規定に基づき、同条各号に掲げる者から、公益信託の受託者に対して適当な措置をとることが必要である旨の意見を受けること。

別表第四の一の項の課長の欄第六号中「あつた」を「あつた」に改め、同欄中第四十五号を第四十六号とし、第十五号から第四十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 認定法第二十七條第一項の規定に基づき、公益法人に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、立入検査等をさせること。

別表第四の一の項の課長の欄に次の二十七号を加える。

四十七 公益信託法第十条（公益信託法第十二條第六項及び第二十二條第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公益信託法第十条各号に定める者の意見を聴くこと。

四十八 公益信託法第十一条（公益信託法第十二條第六項及び第二十二條第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公益信託認可等をした旨を公示すること。

四十九 公益信託法第十三條第一項の規定に基づき、知事を経由して変更後の行政庁に提出する申請書を受理すること。

五十 公益信託法第十三條第二項の規定に基づき、事務の引継ぎをし、又は引継ぎを受けること。

五十一 公益信託法第十四条第一項の規定に基づき、信託の変更等の届出を受理すること。

五十二 公益信託法第十四条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による届出があつた旨を公示すること。

五十三 公益信託法第十五条第一項の規定に基づき、受託者の辞任等の届出を受理すること。

五十四 公益信託法第十五条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による届出があつた旨を公示すること。

五十五 公益信託法第二十一条第一項の規定に基づき、財産目録等の提出を受けること。

五十六 公益信託法第二十一条第二項の規定に基づき、財産目録等を公表すること。

五十七 公益信託法第二十五条第一項の規定に基づき、公益信託の終了の届出を受理すること。

五十八 公益信託法第二十五条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による届出があつた旨を公示すること。

五十九 公益信託法第二十六条第一項の規定に基づき、残余財産の給付の見込みの届出又は当該見込みの変更の届出を受理すること。

六十 公益信託法第二十六条第二項の規定に基づき、清算結了の届出を受理すること。

六十一 公益信託法第二十六条第三項の規定に基づき、同条第二項の規定による届出があつた旨を公示すること。

六十二 公益信託法第二十八条第一項の規定に基づき、受託者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、立入検査等をさせること。

六十三 公益信託法第二十九条第二項の規定に基づき、同条第一項の勧告の内容を公表すること。

六十四 公益信託法第二十九条第四項の規定に基づき、同条第三項の規定による命令をした旨を公示すること。

六十五 公益信託法第二十九条第五項（公益信託法第三十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公益信託法第二十九条第五項各号に定める者の意見を聴くこと。

六十六 公益信託法第三十条第四項の規定に基づき、公益信託認可を取り消した旨を公示すること。

六十七 公益信託法第四十条の規定に基づき、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めること。

六十八 公益信託規則第二条第五項後段の規定に基づき、二以上の公益信託を引き受ける受託者から提出を受けた書類を他の公益信託の行政庁に共有すること。

六十九 公益信託規則第二条第五項後段の規定に基づき、二以上の公益信託を引き受ける受託者から書類の提出を受けた他の公益信託の行政庁から、当該書類の共有を受けること。

七十 公益信託規則第十二条第三項の規定に基づき、変更後の信託行為の内容を証する書面の提出を受けること。

七十一 公益信託規則第十三条第二項の規定に基づき、行政庁の変更を伴う変更の認可の申請に対する処分をした旨を変更前の行政庁に通知し、又はその旨の通知を受理すること。

七十二 公益信託規則第十三条第三項の規定に基づき、同項各号に掲げる引継ぎ等をし、又は引継ぎ等を受けること。

七十三 公益信託規則第五十条第三項の規定に基づき、併合又は分割後の信託行為の内容を証する書面の提出を受けること。

**附 則**  
この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

~~~~~

**大分県訓令甲第六号**

本 地方 機 関  
地 方 機 関

日額旅費支給規程（平成十年大分県訓令甲第二号）は、廃止する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

**附 則**  
この訓令は、令和八年四月一日から施行する。